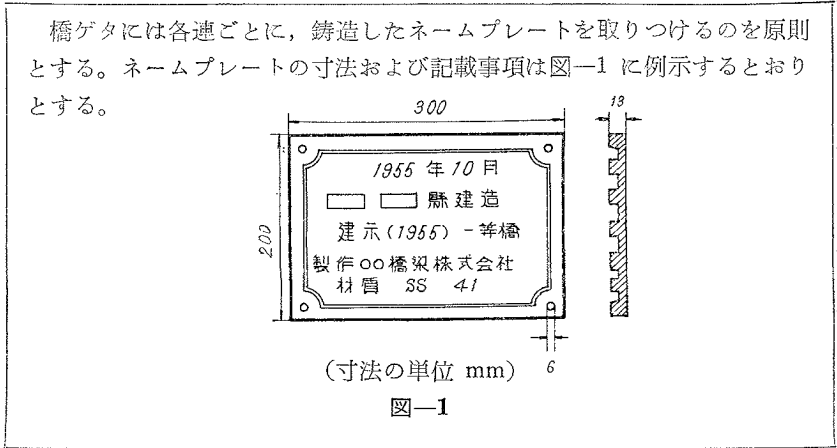


9 章 雑 則

ネームプレート 71 条



〔解説〕

橋ゲタにネームプレートを取りつけるのは、将来橋に関する問題、たとえば補強・こう上・事故などが起った場合の参考にするためである。必要な記録が確実に保存され、必要に応じていつでも見ることができる場合には、必ずしもネームプレートを取りつける必要がないことも考えられるが、記録消失のおそれなどを考えれば、ネームプレートを取りつけておくのが望ましい。

“各連ごとに”としたのは、製作または架設が数社によって行われた場合や、橋の継ぎ足しを行った場合を考えたからであって、一つの橋が一つの会社で製作、架設された場合は、1箇または橋の両端の見やすい所だけに取りつけておいてもよい。いずれにしても記載事項が異なるごとに、相違が明確にわかるようにしておかなければならない。

ネームプレートの寸法がまちまちであると、橋ごとに鑄造しなければならない不便があるので、図-1のように寸法を統一して、実施上の便宜をはかったものである。なおネームプレートは、鑄物を用いるのを原則とする。あまり薄いものは腐食しやすいからである。

記載事項については、一般的な標準を示したものであって、この条の規定の項目以外にも、必要に応じて記入するものとする。

雑則 72 条

特別の理由のあるものにかぎり，前各条の規定によらなくてもよい。

〔解説〕

特別な理由というのは，だれでもが特別な理由と認めるものであって，単なる経済的な理由などは特別な理由とはならない。またこの判断は，単に請負者だけの判断によらないで，監督者の承認を必要とすることはもちろんのことである。